

友人？知人？からの勧誘に注意

【事例1】

SNSで知り合った友人から食事に誘われた。食事中、「ネット通販で商品を転売して利益を得るシステムがあって、そのノウハウを教えてくれる人がいる」と言われ、突然その場に呼び出して紹介された。「ノウハウを知るには30万円のコンサルティング契約をしてほしい」と言われ、お金がないと断ると「消費者金融で借りられる。絶対もうかるから、すぐに返済できる」と連れ出され、その場で消費者金融から借金することになった。さらに契約後「友人を紹介すれば1人につき10万円もらえる」と言われた。結局、聞いていたような儲けもなく、友人も紹介できず、借金の返済だけが残ってしまった。

【事例2】

友人にSNSで何度もエステの体験コースを勧められ、信用しても大丈夫と思って店舗に出向き、体験後20万円のエステ契約を結んだ。担当者から「友人に紹介して、その人が体験をすれば数万円をあなたのエステ代金に還元する」と強引に誘われ、結局数人の友人にSNSで勧誘メールを送った。後日、体験に行った友人達から「断っているのに3時間も帰してもらえず契約せざるを得なかった。解約するから解約金はあなたが支払ってよ」と言われた。迷惑をかけたことが心苦しく、私も解約したい。

SNSで知り合った人や友人から「絶対もうかる」と誘われ、借金して契約を結んだが返済が苦しい、解約したいという相談があとを絶ちません。契約の対象は健康食品や布団、投資用DVD・USB・タブレット、アフィリエイト、ビジネスセミナーなど実に様々です。

また、「人を紹介したらマージンが得られる」などとして友人・知人を勧誘するように仕向け、被害を拡げることもあります。勧誘を受けた側は、友人・知人からの誘いということで「人間関係を壊したくない」などの思いから断れず、被害にあうケースが多く見受けられます。

【消費者へのアドバイス】

1. 「絶対もうかる」ことはありません。
2. 安易に借金しないようにしましょう。
3. SNSでの知人や友人からの勧誘ということで油断しがちですが、自分が勧誘することで友人に負債が生じる、友人もそのまた友人に負担をかける、という負の連鎖が発生する危険性を十分認識し、不審な勧誘はキッパリ断りましょう。

トラブルにあった場合には、お近くの消費生活センター等に相談してください。

消費生活センターへは全国共通の電話番号である188番へかければつながります。

「^い188^や！ 泣き寝入り！」と覚えてください。

困ったときは、まず消費生活相談室にご相談ください！

<三芳町消費生活センター>

月・火・木・金曜日（電話・来所） 午前10時～午後12時、午後1時～午後4時

※上記曜日以外 行政職員対応

電話番号：049-258-0019（内線292）